緊急地震速報サービス利用規約

（目的）
第１条　この緊急地震速報サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社ジェイコム港新宿（以下「当社」という。）が、気象庁が配信する緊急地震速報データに基づいて、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し速やかに報せるサービスを提供するために必要な事項を定めることを目的とします。

（適用範囲）
第２条　本規約は、当社が別に定めるＪＣＮスマートテレビ加入契約約款、ＪＣＮテレビ加入契約約款（以下「約款」という。）に規定する地域で当社が提供する緊急地震速報サービス（以下「本サービス」という。）について適用します。
２　本規約は、約款の一部を構成するものとし、約款と本規約の内容が抵触する場合は、本規約が約款に優先して適用されるものとします。
３　前二項の規定にかかわらず、当社の放送サービスを利用せずに、インターネット回線を利用して本サービス利用する場合は、本規約が適用されるものとします。

（本サービスの提供条件）
第３条　本サービスを利用しようとする方（以下「地震速報利用者」という。）は、本サービスを適切に活用するために次の各号に掲げる規定を十分に理解し、承諾のうえ、当社に申し込むものとします。
（１）本サービスは、情報を配信してから強い揺れが到達するまでの時間が数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあること。
（２）ごく短時間のデータを使った情報であることから、予測された強い揺れの到達時刻や震度に誤差を伴うなどの限界があること。
（３）震度３以上の揺れが生じると予測された場合に、地震速報利用者の設置した緊急地震速報端末（第７条第３項第１号に規定するインターネット回線専用地震速報端末を含む。以下「地震速報端末」という。）に情報を配信し通報を行うこと。
（４）当社では、地震速報端末の正常動作の確認ができないため、地震速報利用者は、地震速報端末の取扱説明書に記載されている方法などにより、地震速報端末の正常動作の確認を行う必要があること。
（５）本サービスは、予測される災害情報を配信するものであり、身体・財産の安全を保証するシステムではないこと。
（６）地震速報端末は、当社が規定する地域内で作動するように設定されているため、地震速報端末の設置場所を変更する場合は、当社へ連絡し地震速報端末の再設定を依頼する必要があること。
（７）本サービスには、１２ヶ月の最低利用期間があること。

（保証）
第４条　当社は、地震速報利用者に対して、できるだけ正確な情報を速やかに報せるよう合理的に努力するものとしますが、地震速報利用者に対して、緊急地震速報（第５条に規定する災害情報を含む。以下同じ。）の情報配信の有無、適時性及び正確性などについて、なんら保証を行うものではありません。

（提供情報の追加）
第５条　当社は、その判断で第１条に規定する本サービス以外の災害情報の提供を追加することができるものとします。
２　前項の規定により災害情報の提供を追加する場合は、ホームページ又は配布物等合理的に可能な方法により、事前に地震速報利用者へ連絡するよう努力することとします。なお、災害情報の内容（災害情報の音声表現。）については、地震速報利用者への事前連絡なく変更することがあります。

（損害賠償）
第６条　本サービス及び第５条に規定する災害情報について、誤報やシステム障害及び地震速報端末の故障などによる情報の不達、情報伝送の遅延及び情報の不完全性や不正確性などにより生じたいかなる損害についても、当社は、その損害の賠償をしないものとします。
２　当社は、伝送線路設備及び引込線設備の維持管理のため、並びにその他本サービスの提供を停止することについて合理的な理由があると当社が認める場合は、本サービスを停止することができるものとし、当社は、これによる損害の賠償をしないものとします。
３　当社は、天災地変その他当社の責に帰することのできない事由により本サービスの提供ができない場合は、これによる損害の賠償をしないものとします。
４　当社が、地震速報利用者に対して負担する損害の賠償額は、法令で許容される限り、いかなる場合でも第１０条に規定する緊急地震速報端末価格を超えないものとします。
５　地震速報利用者が、本サービスの情報を受け、その情報を第三者に提供する場合は、自らの費用と責任にて行うものとします。

（本サービスの利用条件）
第７条　本サービスを利用するためには、次の各項に規定する利用条件があります。
２　当社の放送サービスにより本サービスを利用する場合は、約款第７条第１項第１号から第４号に規定する放送サービスのいずれかについて個別加入契約を結んでいる加入者又は約款第１６条第１項に規定する一括加入契約が結ばれている集合住宅若しくは業務棟・事務所棟の居住者若しくは入居者に限ります。
３　インターネット回線により本サービスを利用する場合は、次の各号に掲げる場合に限ります。
（１）インターネット回線専用地震速報端末を当社から購入し、当社が指定する方法で適切に取付けること。
（２）本サービスのデータ受信に必要なインターネット回線その他の必要な機器設備を自らの責任で確保すること。

（解約）
第８条　地震速報利用者は、本サービスの契約を解約する場合は、当社に事前に届け出るものとします。
２　前項の場合、当社は、それまでに地震速報利用者から受領した金銭は一切、返還しないものとします。
３　地震速報利用者が、第７条第２項に規定する当社の放送サービスにより本サービスを利用している加入者が、放送サービスの全部を解約する場合は、本サービスの契約も解約となります。
４　約款の他に一括加入契約が結ばれている集合住宅若しくは業務棟・事務所棟の一括加入契約が解約となる場合は、その集合住宅若しくはその業務棟・事務所棟の居住者若しくは入居者と結ばれている本サービスの契約は解約となります。
５　地震速報利用者が、本規約並びに約款に違反した場合は、当社は、その地震速報利用者に通知することにより、本サービスの提供の停止又は契約の解除をすることができるものとします。
なお、この規定は、当社による地震速報利用者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

（本サービス提供の中止）
第９条　当社は、やむを得ない事情がある場合は、地震速報利用者に通知することにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。
２　前項の場合、当社は、それまでに地震速報利用者から受領した金銭の返還及び損害の賠償をしないものとします。

（本サービスの料金と支払い）
第１０条　当社の放送サービスにより本サービスを利用する地震速報利用者は、別表５の１に掲げる料金を支払うものとします。
２　インターネット回線を利用して本サービスを利用する地震速報利用者は、別表５の２に掲げる料金を支払うものとします。
３　本サービスの料金は、当社が地震速報端末を設置した日又はインターネット回線により本サービスを利用する地震速報利用者が地震速報端末を設置した日の属する月から発生するものとします。
４　地震速報利用者は、第１項又は第２項に規定する料金を、当社が別途指定する期日までに、当社に支払うものとします。

（本規約の改定）
第１１条　当社は、本規約を改定することがあります。この場合、本サービスの提供条件及び料金などは改定後の規約によるものとします。

（附則）

1　当社は、とくに必要があるときは、本規約に特約を付することができるものとします。
2　本規約は、平成１９年１２月　１日より施行します。
3　本規約は、平成２２年　１月　１日より施行します。
4　本規約は、平成２３年　７月２４日より施行します。
5　本規約は、平成２５年１１月　１日より施行します。
6　本規約は、平成２６年　４月　１日より施行します。
7　本規約は、平成２６年　７月　１日より施行します。

別表５　緊急地震速報料金

１　当社の放送サービスにより本サービスを利用する場合（本規約第１０条第１項関係）

名称	種別・単位	料金	備考
地震速報端末登録設置料	標準設置	5,000 円（税込 5,400 円）	標準設置とは、３ｍ未満の室内配線と地震速報端末の付属品にて設置が可能な工事をいいます。
	標準外設置	見積りによる実費	標準外設置とは、３ｍ以上の室内配線や、棟内設備の改修等、地震速報端末の付属品以外の部材や追加工事を要する場合をいいます。
地震速報端末再登録設置料	標準設置	4,000 円（税込 4,320 円）	標準設置とは、３ｍ未満の室内配線と地震速報端末の付属品にて設置が可能な工事をいいます。
	標準外設置	見積りによる実費	標準外設置とは、３ｍ以上の室内配線や、棟内設備の改修等、地震速報端末の付属品以外の部材や追加工事を要する場合をいいます。
地震速報端末販売価格	親機１台	14,400 円（税込 15,552 円）	
	子機１台	9,600 円（税込 10,368 円）	親機を購入しないで、子機のみを購入することはできません。
地震速報端末貸し出し料	親機１台（月額）	500 円（税込 540 円）	
	子機１台（月額）	200 円（税込 216 円）	親機の貸し出しを受けずに、子機のみの貸し出しを受けることはできません。

２　インターネット回線により本サービスを利用する場合（本規約第１０条第２項関係）

名称	種別・単位	料金	備考
インターネット回線専用地震速報端末登録設置料	標準設置	36,000 円（税込 38,880 円）	標準設置とは、３ｍ未満の室内配線と地震速報端末の付属品にて設置が可能な工事をいいます。
	標準外設置	見積りによる実費	標準外設置とは、３ｍ以上の室内配線や、棟内設備の改修等、地震速報端末の付属品以外の部材や追加工事を要する場合をいいます。
インターネット回線専用地震速報端末再登録設置料	標準設置	4,000 円（税込 4,320 円）	標準設置とは、３ｍ未満の室内配線と地震速報端末の付属品にて設置が可能な工事をいいます。
	標準外設置	見積りによる実費	標準外設置とは、３ｍ以上の室内配線や、棟内設備の改修等、地震速報端末の付属品以外の部材や追加工事を要する場合をいいます。
インターネット回線専用地震速報端末販売価格	親機１台	95,000 円（税込 102,600 円）	親機を購入しないで、子機のみを購入することはできません。販売した端末の保証期間は３年間です。
	子機１台	17,000 円（税込 18,360 円）	
データ配信料.	月額.	2,800 円（税込 3,024 円）	
インターネット回線専用地震速報端末稼動通知確認料	１アカウントあたり	1,100 円（税込 1,188 円）	センターより、地震速報利用者のインターネット回線専用地震速報端末を常時監視し、稼動が確認できない時にご指定のメールアドレスにその旨の通知を行います。
設置場所の設定情報の変更手数料	回	2,000 円（税込 2,160 円）	